平成２９年度　埋蔵文化財発掘調査支援委託業務講習会のお知らせ

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

　島根県埋蔵文化財調査センターでは、県内の公共事業に伴う発掘調査事業において、調査作業の一部を業務委託しております。

つきましては、この業務において必要となる知識・技術を習得するための講習会を下記により開催いたしますので該当者の参加について御協力をお願いいたします。

記

1．日時　　　　平成29年11月14日(火)～11月16日(木)　9:00～17:00頃

2．場所　　　　11月14日、15日　　島根県埋蔵文化財調査センター(松江市打出町33)研修室ほか

　　　　　　 　11月16日　　　　　御堂谷遺跡発掘現場(大田市鳥井町・長久町)

＊雨天の場合は翌日順延

3．講習内容　　別紙講習会日程表のとおり

4．申込み　　　別紙申込書様式に必要事項記入の上、電子メール、FAX､郵便で申込み

5．申込先　　　島根県埋蔵文化財調査センター　690-0131　松江市打出町33番地

[メールmaibun@pref.shimane.lg.jp](mailto:メールmaibun@pref.shimane.lg.jp)、FAX　0852-36-8025

6．申込〆切　　平成29年11月7日(火)　必着

※講習の申込みは、定員(30名)になり次第、締切

７．受講資格　　 ①過去に当講習会を受講し、平成30年3月末で2年間の有効期限が切れる受講証保有者

②平成24年度以降、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援業務を請け負った業者に属する者

③平成20年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ平成29・30年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A等級に格付けされる業者に属する者

8．受講料　　　無料

ただし、テキストとして、[文化庁文化財部記念物課](http://www.amazon.co.jp/s/ref=ntt_athr_dp_sr_1?_encoding=UTF8&search-alias=books-jp&field-author=%E6%96%87%E5%8C%96%E5%BA%81%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E9%83%A8%E8%A8%98%E5%BF%B5%E7%89%A9%E8%AA%B2)監修の下記書籍を準備して当日会場に持参。（ともに同成社より刊行）

1. 『発掘調査のてびき』集落遺跡発掘編、整理・報告書編（[税込み5400](http://homepage3.nifty.com/douseisha/）税込み5250)円）
2. 『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編（税込み3240円）

また1日目の博物館見学には、入館料610円が必要。

9．問合せ　　　島根県埋蔵文化財調査センター管理課(0852-36-8608)

10．受講証の更新

１）対象

　平成30年3月末で有効期限が切れるすべての受講証保有者を更新の対象とする。

２）更新条件

　過去2年以内に当講習会を受講していること。また以下の区分により講習課程の

一部を免除する。

1. 有効期間中に支援業務を受託しその常駐技術者として3ヶ月以上従事した者は、1日目午前中のみ受講する。
2. 有効期間中に常駐技術者として３ヶ月未満従事した者又は従事経験のない者は1日目のみの受講とする。

【参考】

　平成30年度の発掘調査支援委託業務の一般競争入札では、島根県公共工事の一般的な入札参加資格事項以外に、以下の条件を付す予定。

１）次の①～③の条件のいずれかを満すものであること。

①平成24年度以降、埋蔵文化財発掘調査業現場で6ヶ月以上現場管理業務を請け負った者。

②平成20年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ平成29・30年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A等級に格付けされる業者に属する者

③過去5年間において、島根県埋蔵文化財調査センターの実施した埋蔵文化財発掘調査現場で6ヶ月以上監理技術者または主任技術者として従事した経験を持つ技術者を有する者。

２）次の基準を満たす監理技術者または主任技術者を本件業務に専任で配置できること。

①監理技術者にあっては、土木工事業に係る1級又は2級施工監理技師の資格を有すること。

②上記１）②③のものにあっては、専任で配置する技術者は、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援委託業務講習会を受講していること。

③専任で配置する技術者は、当工事の開札の日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。

④配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、入札書を提出するときに他の工事に主任技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することが出来る。